

郵便入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、大町市財務規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）第111条第3項に規定する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を行うことについて、規則及び大町市事後審査型一般競争入札実施要領（平成20年告示第53号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2 郵便入札を実施するときは、一般競争入札の公告においてその旨を記載し規則第106条各号及び実施要領第5第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他郵便入札に関し必要な事項

2 規則第117条第1項に規定する指名競争による入札を実施する場合は、前項各号に規定する事項を指名競争入札通知書に記載するものとする。

(入札に係る費用の負担)

第3 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の郵送方法)

第4 入札参加者は、入札書及び入札金額に対応した工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を添えて、公告に定められた期限までに到達するように郵送しなければならない。

2 入札書等は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、日本郵便株式会社大町郵便局の留置で郵送しなければならない。

3 提出にあたっては、次の各号により作成した外封筒及び中封筒の二重封筒を用いなければならない。

- (1) 中封筒には、入札書を入れて封印し、封筒の表面に開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称を記載するものとする。
- (2) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称を記載するものとする。

(3) 1通の中封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

(入札書等の提出期限)

第5 入札書等の提出期限は、開札日の前々日（大町市の休日を定める条例（平成2年条例第15号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）とする。

2 入札書等は、提出期限までに日本郵便株式会社大町郵便局に到達しなければならない。

（入札書等の受領及び保管）

第6 当該入札の開札日時（休日を除く。）までに日本郵便株式会社大町郵便局から入札書等を受領するものとする。

2 受領した入札書等は、担当部署において厳重に保管するものとする。

3 一度提出された入札書等は、差換え若しくは変更又は取消しをすることができない。

（入札の無効）

第7 規則第112条各号、実施要領第9、大町市事後審査型一般競争入札心得第8条各号及び入札心得第7条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

（1）第4に規定する郵送方法によらずに提出された入札書

（2）第5に規定する提出期限までに到達しなかった入札書

（3）その他入札に関する条件に違反した入札書

2 前項の規定により無効とした入札書等は、返却しないものとする。

（開札）

第8 郵便入札の開札は、公告又は指名競争入札通知書に示す開札の日時及び場所に入札者を立ち合わせて行うものとする。ただし、開札に立ち会う入札者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札の結果、落札者及び落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、くじを引かせて落札者及び落札候補者となるべき順位を決定するものとする。ただし、同一価格者全員が現に立会いを行っている場合は、その場で当該立会人がくじを引くものとする。

3 同一価格者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者の決定）

第9 規則第114条第1項の規定又は実施要領第12各号の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に通知するものとする。

（入札の延期等）

第10 郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は入札の取消しをすることができる。

この場合において、入札者が受けた損失について、その責を負わないものとする。

- 2 前項の規定により開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(委任)

- 第11 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

以上